

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 2 月 26 日（火）第3497号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- | | | |
|------------------------------|-----------------|---|
| ○県営土地改良事業の計画の変更 | （農地整備課取扱い） | 1 |
| ○平成31年度自衛官の募集 | （危機管理防災課取扱い） | 1 |
| ○道路の位置指定 | （北薩地域振興局取扱い） | 2 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 | （始良・伊佐地域振興局取扱い） | 2 |
| ○道路の位置指定 | （始良・伊佐地域振興局取扱い） | 2 |
| 公 告 | | |
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | （建築課取扱い） | 3 |
| 教 育 委 員 会 規 則 | | |
| ○鹿児島県立特別支援学校学則等の一部を改正する規則（※） | （総務福利課取扱い） | 3 |
| 公 安 委 員 会 告 示 | | |
| ○遊技機の型式の検定の告示 | （生活安全企画課取扱い） | 4 |

告 示

鹿児島県告示第134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（土層改良及び暗渠排水）天城地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年 2 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成31年 2 月 27 日から同年 3 月 27 日まで
- 3 縦覧場所
天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第135号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成31年度第2次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成31年 2 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 募集種目
 - (1) 男子
自衛官候補生
 - (2) 女子

自衛官候補生

2 募集期間

(1) 男子

平成31年 3 月 1 日から同年 5 月 15 日まで

(2) 女子

平成31年 3 月 1 日から同年 5 月 15 日まで

3 試験期日

平成31年 5 月 26 日

4 応募年齢

平成31年10月31日において18歳以上33歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号	鹿児島県大島支庁及び委託病院

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

北薩地域振興局告示第 3 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成31年 2 月 26 日

北薩地域振興局長 大竹俊光

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成31年 2 月 7 日	出水市下知識町 107番地 有限会社パインヒル不動産 代表取締役 松岡信幸	出水市大野原町958番 4	34.90	4.13

始良・伊佐地域振興局告示第 7 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成31年 2 月 26 日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事 業 所		申 請 者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等サービスまなびや	霧島市国分福島一丁目19番20号	株式会社まなびや	霧島市国分福島一丁目19番20号	室屋 正俊	平成31年 2 月 1 日	放課後等 サービス

始良・伊佐地域振興局告示第 8 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成31年 2 月 26 日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成31年 2月12日	霧島市国分中央三丁目3番3号 株式会社国分ハウジング 代表取締役 久保範和	始良市平松字狩川4875番 14	102.05	6.01

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年 2 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
霧島市国分下井字上塩濱3291番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
大阪市東成区中道三丁目10番5号
三共リース株式会社
代表取締役 徳山基政

教育委員会規則

鹿児島県立特別支援学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 2 月 26 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第1号

鹿児島県立特別支援学校学則等の一部を改正する規則

(鹿児島県立特別支援学校学則の一部改正)

第1条 鹿児島県立特別支援学校学則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

「平成
成

別記第1号様式中 年 を 年 に改める。

月 月

日 日

別記第10号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

(鹿児島県立学校管理規則の一部改正)

第2条 鹿児島県立学校管理規則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第2号様式から別記第5号様式までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「鹿児島県教育長 殿」を「鹿児島県教育委員会教育長 殿」に改

める。

別記第 6 号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第 7 号様式中「平成 年 月 児童（生徒）出席状況調査表」を「 年 月 児童（生徒）出席状況調査表」に改める。

別記第 8 号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「鹿児島県教育長 殿」を「鹿児島県教育委員会教育長 殿」に改める。

別記第 9 号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第 10 号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「鹿児島県教育長 殿」を「鹿児島県教育委員会教育長 殿」に改める。

（産業教育手当の支給に関する規則の一部改正）

第 3 条 産業教育手当の支給に関する規則（昭和33年鹿児島県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（鹿児島県文化財保護条例施行規則の一部改正）

第 4 条 鹿児島県文化財保護条例施行規則（昭和35年鹿児島県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式，別記第 3 号様式から別記第 5 号様式まで，別記第 7 号様式から別記14号様式まで，別記第17号様式から別記第17号様式の 4 まで及び別記第19号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（鹿児島県立中学校学則の一部改正）

第 5 条 鹿児島県立中学校学則（平成26年鹿児島県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第21号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成31年 2 月 26 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P エヴァンゲリヲン～超覚醒～G	株式会社ビスティ	8P1260
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこ冬のソナタNA1	京楽産業，株式会社	8P0488
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこ冬のソナタG	京楽産業，株式会社	8P0723
回胴式遊技機	S パチスロ黄門ちゃまV女神VER/LA6	株式会社オリンピア	8S1228